

改正後	現行																				
<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>② I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また福祉施設・事業所における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。</p> <p>○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらに</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>	<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>② I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また福祉施設・事業所における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。</p> <p>○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらに</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>								
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																

改正後	現行																				
<p>については、「4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特養</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">訪問</td> <td style="width: 10%;">養護</td> <td style="width: 10%;">軽費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○	<p>については、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特養</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">訪問</td> <td style="width: 10%;">養護</td> <td style="width: 10%;">軽費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○
特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○												
特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○												
<p>3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○ 2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>○ 経営状況の把握・分析は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や管理者が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置づけることはできません。</p> <p>○ 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○ 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。</p> <p>○ 公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○ 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。</p> <p>○ 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (2 I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p>	<p>3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○ I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>○ 経営状況の把握・分析は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や管理者が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置づけることはできません。</p> <p>○ 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○ 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。</p> <p>○ 公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p> <p>○ 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。</p> <p>○ 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p>																				

改正後	現行																				
<p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、4 I-3-(1)-①で評価します。</p> <p>I-3 事業計画の策定</p> <p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table> <p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について管理者から聴取して確認します。</p> <p>○中・長期計画が反映されていても、内容が十分ではない場合は「b」評価とします。</p> <p>○中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のいずれかのみ反映している場合は「b」評価とします。</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○	<p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。</p> <p>I-3 事業計画の策定</p> <p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table> <p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について管理者から聴取して確認します。</p> <p>○中・長期計画が反映されていても、内容が十分ではない場合は「b」評価とします。</p> <p>○中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のいずれかのみ反映している場合は「b」評価とします。</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○
特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○												
特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○												

改正後	現行																																								
<p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p> <p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 管理者の責任とリーダーシップ (略)</p> <p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">特養</td> <td style="width: 15%;">通所</td> <td style="width: 15%;">訪問</td> <td style="width: 15%;">養護</td> <td style="width: 15%;">軽費</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。</p> <p>○小規模な福祉施設・事業所については、福祉施設・事業所の規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数福祉施設・事業所を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な福祉施設・事業所を評価するものではありません。</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費						<input type="radio"/>	<p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p> <p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 管理者の責任とリーダーシップ (略)</p> <p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">特養</td> <td style="width: 15%;">通所</td> <td style="width: 15%;">訪問</td> <td style="width: 15%;">養護</td> <td style="width: 15%;">軽費</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。</p> <p>○小規模な福祉施設・事業所については、福祉施設・事業所の規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数福祉施設・事業所を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な福祉施設・事業所を評価するものではありません。</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費						<input type="radio"/>																		
特養	通所	訪問	養護	軽費																																					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																
特養	通所	訪問	養護	軽費																																					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																

改正後	現行																				
<p>○能力開発（育成）における、目標管理制度については 17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については 18 II-2-(3)-②、19 II-2-(3)-③で評価します。</p>	<p>○能力開発（育成）における、目標管理制度については II-2-(3)-①、教育・研修制度については II-2-(3)-②、③で評価します。</p>																				
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 (略)</p>	<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 (略)</p>																				
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>																				
<p>17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>	<p>17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>								
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																
<p>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>																				
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>																				
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。</p> <p>○福祉サービスの質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。</p> <p>○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。</p> <p>○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。</p> <p>○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。</p> <p>○福祉サービスの質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。</p> <p>○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。</p> <p>○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。</p> <p>○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p>																				

改正後	現行										
(略)	(略)										
19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。										
(略)	(略)										
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。										
(略)	(略)										
<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> </tr> </table> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> </tr> </table> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	特養	通所	訪問	養護	軽費
特養	通所	訪問	養護	軽費							
特養	通所	訪問	養護	軽費							
II-3 運営の透明性の確保	II-3 運営の透明性の確保										
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。										
21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。										
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)										
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)										
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点										
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)										
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)										
(3) 評価の留意点 ○評価方法は、福祉施設・事業所のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。 ○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」 (26) (27) で評価する事項が適切に公表されているか確認します。	(3) 評価の留意点 ○評価方法は、福祉施設・事業所のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。 ○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公表されているか確認します。										
22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。										
(略)	(略)										
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4 地域との交流、地域貢献										
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。										
(略)	(略)										

改正後	現行																																								
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 (略)</p>	<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 (略)</p>																																								
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>																																								
<p>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 (略)</p>	<p>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 (略)</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特養</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">訪問</td> <td style="width: 10%;">養護</td> <td style="width: 10%;">軽費</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費						<input type="radio"/>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特養</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">訪問</td> <td style="width: 10%;">養護</td> <td style="width: 10%;">軽費</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費						<input type="radio"/>																		
特養	通所	訪問	養護	軽費																																					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																
特養	通所	訪問	養護	軽費																																					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																
<p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>																																								
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>																																								
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>																																								
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>																																								
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>																																								
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動は、福祉施設・事業所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</p> <p>○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、福祉施設・事業所の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。</p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動は、福祉施設・事業所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</p> <p>○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、福祉施設・事業所の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。</p>																																								

改正後	現行																				
<p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。</p> <p>○福祉施設・事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。</p> <p>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</p> <p>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>	<p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。</p> <p>○福祉施設・事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。</p> <p>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</p> <p>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>								
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																

改正後	現行																																								
<p>○福祉サービスの場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。</p> <p>○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、福祉施設・事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。</p> <p>○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ-2-(3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p> <p>○利用者の権利擁護に関する具体的な取組については、内容評価基準 (A5)A-1-(2)-①において評価します。</p>	<p>○福祉サービスの場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。</p> <p>○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、福祉施設・事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。</p> <p>○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p> <p>○利用者の権利侵害の防止等に関する具体的な取組については、内容評価基準 (A5)A-1-(2)-①において評価します。</p>																																								
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>																																								
<p>30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。 (略)</p>	<p>30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。 (略)</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">特養</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">訪問</td> <td style="width: 10%;">養護</td> <td style="width: 10%;">軽費</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費						<input type="radio"/>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">特養</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">訪問</td> <td style="width: 10%;">養護</td> <td style="width: 10%;">軽費</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費						<input type="radio"/>																		
特養	通所	訪問	養護	軽費																																					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																
特養	通所	訪問	養護	軽費																																					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																
<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>																																								
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>																																								
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○福祉サービスの開始や変更の際には、利用者等の自己決定に十分に配慮し、福祉サービスの具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。</p> <p>○福祉サービスの開始や変更時における説明は、福祉サービスの利用契約が必要な福祉施設・事業所はも</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○福祉サービスの開始や変更の際には、利用者等の自己決定に十分に配慮し、福祉サービスの具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。</p> <p>○福祉サービスの開始や変更時における説明は、福祉サービスの利用契約が必要な福祉施設・事業所はも</p>																																								

改正後	現行																				
<p>とより、利用契約ではない福祉施設・事業所においても、利用者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点から必要な取組です。</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準 30 Ⅲ-1-(2)-①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p>○利用契約が必要な福祉施設・事業所においては、福祉サービス内容や料金等が具体的に記載された重要事項説明書等の資料とともに、契約書は、組織と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守ると同時に、組織にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。各種モデル契約書の内容に照らして、適切な契約書を整備することが求められています。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。 (略)</p> <p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。 (略)</p> <p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特養</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">訪問</td> <td style="width: 10%;">養護</td> <td style="width: 10%;">軽費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○	<p>とより、利用契約ではない福祉施設・事業所においても、利用者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点から必要な取組です。</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準 (Ⅲ-1-(2)-①)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p> <p>○利用契約が必要な福祉施設・事業所においては、福祉サービス内容や料金等が具体的に記載された重要事項説明書等の資料とともに、契約書は、組織と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守ると同時に、組織にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。各種モデル契約書の内容に照らして、適切な契約書を整備することが求められています。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。 (略)</p> <p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。 (略)</p> <p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特養</td> <td style="width: 10%;">通所</td> <td style="width: 10%;">訪問</td> <td style="width: 10%;">養護</td> <td style="width: 10%;">軽費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○
特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○												
特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○												

改正後	現行																																																																																										
<p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。福祉施設・事業所として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。</p> <p>○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは福祉施設・事業所において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。</p> <p>○意見については、利用者、家族等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>36 III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>評価の着眼点</th> <th>特養</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>養護</th> <th>軽費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>職員が、日々の福祉サービスの提供において、利用者から相談を受けやすくするとともに、意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備し、定期的な見直しを行っている。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：適用、△：取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、—：評価外。</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>	No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費	1	職員が、日々の福祉サービスの提供において、利用者から相談を受けやすくするとともに、意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○	○	○	○	○	2	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備し、定期的な見直しを行っている。	○	○	○	○	○	3	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○	○	○	○	○	4	意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。	○	○	○	○	○	<p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。福祉施設・事業所として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。</p> <p>○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは福祉施設・事業所において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。</p> <p>○意見については、利用者、家族等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>36 III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>評価の着眼点</th> <th>特養</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>養護</th> <th>軽費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>職員が、日々の福祉サービスの提供において、利用者から相談を受けやすくするとともに、意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備し、定期的な見直しが行なわれている。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：適用、△：取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、—：評価外。</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>	No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費	1	職員が、日々の福祉サービスの提供において、利用者から相談を受けやすくするとともに、意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○	○	○	○	○	2	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備し、定期的な見直しが行なわれている。	○	○	○	○	○	3	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○	○	○	○	○	4	意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。	○	○	○	○	○								
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																																																																																						
No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費																																																																																					
1	職員が、日々の福祉サービスの提供において、利用者から相談を受けやすくするとともに、意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○	○	○	○	○																																																																																					
2	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備し、定期的な見直しを行っている。	○	○	○	○	○																																																																																					
3	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○	○	○	○	○																																																																																					
4	意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。	○	○	○	○	○																																																																																					
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																																																																																						
No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費																																																																																					
1	職員が、日々の福祉サービスの提供において、利用者から相談を受けやすくするとともに、意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○	○	○	○	○																																																																																					
2	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備し、定期的な見直しが行なわれている。	○	○	○	○	○																																																																																					
3	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○	○	○	○	○																																																																																					
4	意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。	○	○	○	○	○																																																																																					

改正後	現行																						
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○苦情に関わらず、福祉サービスの内容や生活環境の改善等に関する利用者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。福祉施設・事業所においては、利用者からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、福祉サービスの質を向上させていく姿勢が求められます。</p> <p>○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、利用者の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、福祉サービスの質と利用者からの信頼を高めるために有効です。</p> <p>○苦情解決同様に、利用者からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。</p> <p>○意見等に対する福祉施設・事業所の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。</p> <p>○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">特養</td> <td style="text-align: center;">通所</td> <td style="text-align: center;">訪問</td> <td style="text-align: center;">養護</td> <td style="text-align: center;">軽費</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費		○	○	○	○	○	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○苦情にかかわらず、福祉サービスの内容や生活環境の改善等に関する利用者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。福祉施設・事業所においては、利用者からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、福祉サービスの質を向上させていく姿勢が求められます。</p> <p>○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、利用者の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、福祉サービスの質と利用者からの信頼を高めるために有効です。</p> <p>○苦情解決同様に、利用者からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。</p> <p>○意見等に対する福祉施設・事業所の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。</p> <p>○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">特養</td> <td style="text-align: center;">通所</td> <td style="text-align: center;">訪問</td> <td style="text-align: center;">養護</td> <td style="text-align: center;">軽費</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費		○	○	○	○	○
特養	通所	訪問	養護	軽費		○	○	○	○	○													
特養	通所	訪問	養護	軽費		○	○	○	○	○													
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>																						

改正後	現行																																																																						
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○事故発生時の適切な対応と利用者の安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。</p> <p>○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。</p> <p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○事故発生時の適切な対応と利用者の安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。</p> <p>○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。</p> <p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p>																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<table border="1"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																																																						
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																																																																		
特養	通所	訪問	養護	軽費	<input type="radio"/>																																																																		
<p>38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>【判断基準】 (略)</td> </tr> </table>	【判断基準】 (略)	<table border="1"> <tr> <td>【判断基準】 (略)</td> </tr> </table>	【判断基準】 (略)																																																																				
【判断基準】 (略)																																																																							
【判断基準】 (略)																																																																							
<p>評価の着眼点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>評価の着眼点</th> <th>特養</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>養護</th> <th>軽費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行っている。</td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催し、感染症の予防策が適切に講じられている。</td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。</td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：適用、△：取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、—：評価外。</p>	No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行っている。	<input type="radio"/>	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催し、感染症の予防策が適切に講じられている。	<input type="radio"/>	4	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	<input type="radio"/>	<p>評価の着眼点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>評価の着眼点</th> <th>特養</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>養護</th> <th>軽費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行っている。</td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催し、感染症の予防策が適切に講じられている。</td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：適用、△：取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、—：評価外。</p>	No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	<input type="radio"/>	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行っている。	<input type="radio"/>	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催し、感染症の予防策が適切に講じられている。	<input type="radio"/>	4	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	<input type="radio"/>																												
No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費																																																																	
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																	
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行っている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																	
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催し、感染症の予防策が適切に講じられている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																	
4	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																	
No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費																																																																	
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																	
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直しを行っている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																	
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催し、感染症の予防策が適切に講じられている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																	
4	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																																	

改正後	現行																																																																																																								
<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table> <p>39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>評価の着眼点</th> <th>特養</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>養護</th> <th>軽費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>災害時の対応体制が決められている。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：適用、△：取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、—：評価外。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○	No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費	1	災害時の対応体制が決められている。	○	○	○	○	○	2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○	○	○	○	○	3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○	○	○	○	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○	○	○	○	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○	○	○	○	○	<p>評価基準の考え方と評価の留意点 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>特養</td><td>通所</td><td>訪問</td><td>養護</td><td>軽費</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table> <p>39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>評価の着眼点</th> <th>特養</th> <th>通所</th> <th>訪問</th> <th>養護</th> <th>軽費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>災害時の対応体制が決められている。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：適用、△：取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、—：評価外。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。</p> <p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、利用者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知</p>	特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○	No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費	1	災害時の対応体制が決められている。	○	○	○	○	○	2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○	○	○	○	○	3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○	○	○	○	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○	○	○	○	○	5	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○	○	○	○	○
特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○																																																																																																
No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費																																																																																																			
1	災害時の対応体制が決められている。	○	○	○	○	○																																																																																																			
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○	○	○	○	○																																																																																																			
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○	○	○	○	○																																																																																																			
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○	○	○	○	○																																																																																																			
5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○	○	○	○	○																																																																																																			
特養	通所	訪問	養護	軽費	○	○	○	○	○																																																																																																
No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費																																																																																																			
1	災害時の対応体制が決められている。	○	○	○	○	○																																																																																																			
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○	○	○	○	○																																																																																																			
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○	○	○	○	○																																																																																																			
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○	○	○	○	○																																																																																																			
5	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○	○	○	○	○																																																																																																			

改正後	現行
<p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、利用者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p> <p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 (略)</p>	<p>する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p> <p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 (略)</p>

改正後							現行						
A-1 生活支援の基本と権利擁護							A-1 生活支援の基本と権利擁護						
A-1-(1) 生活支援の基本 (略)							A-1-(1) 生活支援の基本 (略)						
特養	通所	訪問	養護	軽費			特養	通所	訪問	養護	軽費		
					○	○						○	○
A-1-(2) 権利擁護							A-1-(2) 権利擁護						
A⑤ A-1-(2)-① 利用者の 権利擁護 に関する取組が徹底されている。							A⑤ A-1-(2)-① 利用者の 権利侵害の防止等 に関する取組が徹底されている。						
【判断基準】							【判断基準】						
a) 利用者の権利擁護 に関する取組が徹底されている。							a) 権利侵害の防止等 に関する取組が徹底されている。						
b) -							b) -						
c) 利用者の権利擁護 に関する取組が十分ではない。							c) 権利侵害の防止等 に関する取組が十分ではない。						
評価の着眼点							評価の着眼点						
No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費	No.	評価の着眼点	特養	通所	訪問	養護	軽費
1	利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○	○	○	○	○	(新設)						
2	利用者の権利擁護のための具体的な取組 を利用者や 家族 に周知している。	○	○	○	○	○	1	権利侵害の防止等のために具体的な内容・事例を収集・提示して 利用者に周知している。	○	○	○	○	○
3	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○	○	○	○	○	2	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○	○	○	○	○
4	原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。	○	○	○	○	○	3	原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。	○	○	○	○	○
5	所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。	○	○	○	○	○	4	所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。	○	○	○	○	○
6	権利擁護のための取組 について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○	○	○	○	○	5	権利侵害の防止等 について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○	○	○	○	○
7	権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。	○	○	○	○	○	6	権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。	○	○	○	○	○
○：適用、△：取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、—：評価外。							○：適用、△：取組や設備の状況により評価外又は非該当にできる、—：評価外。						

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の権利擁護においては、高齢者の尊厳保持、自立や社会参加を実現する支援・取組とともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○また、利用者の権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく福祉サービスの提供が確実に行われなければなりません。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等を通じて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底をすすめることが重要です。</p> <p>○身体拘束は、原則、虐待に該当する行為であり、禁止されています。この前提のもと、介護保険法にもとづく指定基準（関係法令）等において、例外的に生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に一時的に身体拘束を行う際の手順、解除等が厳格に定められており、早期の解除に努めなければなりません。利用者の生命または身体を保護するための取組については、身体拘束を行わず、福祉施設・事業所の専門性をもとに、さまざまな方法や対応（代替手段）を検討し取組むことが重要です。</p> <p>○なお、緊急やむを得ず身体拘束を一時的に行う場合には、本人や家族に説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。これらについては関係法令に示された事項や要件等を十分に確認して取組をすすめることが必要です。</p> <p>○虐待防止等の取組は、虐待等の権利侵害を防止することのみならず、発生時の迅速かつ適切な対応について、体制、手続や方法等を具体化し、すべての職員が理解しておくことが重要です。</p> <p>○（通所介護、訪問介護）福祉施設・事業所は、利用者の心身の状況や家庭での生活・介護の状況等を把握できる機会があるだけでなく、介護者などの家族の状況を把握することが可能です。虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことが重要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○利用者の権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○ただちに権利侵害とはいえないが、利用者に対する職員の気になる言動等に対して、組織や職</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の権利擁護においては、高齢者の尊厳保持、自立や社会参加を実現する支援・取組とともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等を通じて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底をすすめることが重要です。</p> <p>○身体拘束は、原則、虐待に該当する行為であり、禁止されています。この前提のもと、介護保険法にもとづく指定基準（関係法令）等において、例外的に生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に一時的に身体拘束を行う際の手順、解除等が厳格に定められており、早期の解除に努めなければなりません。利用者の生命または身体を保護するための取組については、身体拘束を行わず、福祉施設・事業所の専門性をもとに、さまざまな方法や対応（代替手段）を検討し取組むことが重要です。</p> <p>○なお、緊急やむを得ず身体拘束を一時的に行う場合には、本人や家族に説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。これらについては関係法令に示された事項や要件等を十分に確認して取組をすすめることが必要です。</p> <p>○虐待防止等の取組は、虐待等の権利侵害を防止することのみならず、発生時の迅速かつ適切な対応について、体制、手続や方法等を具体化し、すべての職員が理解しておくことが重要です。</p> <p>○（通所介護、訪問介護）福祉施設・事業所は、利用者の心身の状況や家庭での生活・介護の状況等を把握できる機会があるだけでなく、介護者などの家族の状況を把握することが可能です。虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことが重要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○利用者の虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○ただちに権利侵害とはいえないが、利用者に対する職員の気になる言動等に対して、組織や職</p>

改正後	現行
<p>員同士でどのような注意喚起等の取組が行われているか具体的に聞き取り、確認します。</p> <p>○利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず一時的に身体拘束を実施している場合には、その手順と本人や家族の同意書や身体拘束の解除などの記録等を確認します。また、身体拘束の早期解除と身体拘束を行わないための支援や身体拘束に代わる方法が、常に検討・実施されているかを確認します。</p> <p>○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</p> <p>○権利侵害等が発生しないようさまざまな取組が重要です。過去3年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p><u>○利用者の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「1 I-1 - (1) -①」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○（訪問介護、通所介護）養護者による虐待等権利侵害の疑いがある利用者への対応や予防的な支援を含め評価します。</p> <p>A-2 環境の整備～A-5 サービス提供体制 (略)</p>	<p>員同士でどのような注意喚起等の取組が行われているか具体的に聞き取り、確認します。</p> <p>○利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず一時的に身体拘束を実施している場合には、その手順と本人や家族の同意書や身体拘束の解除などの記録等を確認します。また、身体拘束の早期解除と身体拘束を行わないための支援や身体拘束に代わる方法が、常に検討・実施されているかを確認します。</p> <p>○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</p> <p>○権利侵害等がないようさまざまな取組が重要です。過去3年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>(新設)</p> <p><u>○利用者の虐待防止等の権利擁護についての規定・マニュアルの整備、研修の実施等については、「29Ⅲ-1-(1)-②」で評価します。なお、虐待等の権利侵害の再発防止策の検討・実施については、本評価基準での評価を含め、29Ⅲ-1-(1)-②：着眼点「不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。」においてもプライバシー保護に関する取組とあわせて評価します。</u></p> <p>○（訪問介護、通所介護）養護者による虐待等権利侵害の疑いがある利用者への対応や予防的な支援を含め評価します。</p> <p>A-2 環境の整備～A-5 サービス提供体制 (略)</p>